

戸田市文化協会会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、戸田市文化協会と称する。

第2条 本会の事務局は、当分の間、戸田市市民生活部文化スポーツ課内に置く。

(目的および事業)

第3条 本会は、戸田市における文化団体の連絡調整をはかり、市民文化の向上に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- (2) 文化祭、展示会、講演会等の参加及び開催。
- (3) 文化の向上に関する調査、研究を行う。
- (4) 文化運動の宣伝啓発及び奨励を図る。

(組織)

第5条 本会は、市内の各種文化団体をもって組織する。

(加盟及び脱退)

第6条 本会に加盟しようとする団体は、理事会の承認を得なければならない。

第7条 本会の加盟団体で不相当と認めるときは、総会の決議を経て脱退させることができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

顧問	若干名	相談役	若干名	会長	1名	副会長	2名
理事	若干名	会計	2名	監事	2名		

第9条 会長及び副会長は、理事会において選出する。

2 会長は、本会を代表して会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これに代わる。

第10条 会長は、理事会の同意を経て、本会に対し特別な功労があった者の中から、顧問及び相談役を委嘱することができる。

2 顧問は、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

3 相談役は、会長の諮問に応じ、意見を述べるすることができる。ただし、総会及び理事会に出席することはできない。

第11条 理事は、加盟団体ごとに1名とし、会務の運営にあたる。

2 前項のほか総会において理事に学識経験者若干名を推挙することができる。

第12条 監事は、総会で選出し、会計を監査する。

第13条 会計は、理事会の同意を経て会長が委嘱し、庶務会計に従事する。

第14条 役員任期は、2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第15条 代議員は、加盟団体ごとに2名とする。

第16条 代議員任期は、2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第17条 総会は、本会の最高議決機関であって、会長、副会長、加盟団体代表者、理事、代議員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び報告
- (3) その他重要事項

第18条 理事会は、必要により会長が招集し議長となり、本会則で規定した事項及び総会から委任された事項を審議する。

第19条 会議は、会員の過半数で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決定による。

(会計)

第20条 加盟団体は、別に定める会費を納入しなければならない。

第21条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 市補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第23条 本会則の変更は、総会の出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(委任)

第24条 本会則施行に関して、必要な事項に関する細則は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

本会則は、昭和48年9月8日から施行する。

本会則は、平成5年5月26日から施行する。

本会則は、平成15年6月10日から施行する。

本会則は、平成20年6月4日から施行する。

本会則は、平成29年6月7日から施行する。